

目次

個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会	1~2
平成27年度 障害者就職面接会の開催 (前期) / 中退共のご案内	3
平成28年度 県立産業技術専門学院の学生募集について	4
いばらきサポートステーション募集	5
全国労働衛生週間/「茨城県産業安全衛生大会」開催	6
育児・介護休業法のポイント	7
ご存知ですか? 「無期転換ルール」	8
労働委員会の窓から	9~10
障害者虐待防止	11
カウンセリング講座のご案内	12
大好きいばらきUIJターン~いい顔で働こう	13
報告インターンシップ	14~16



茨城県マスコット
ハッスル黄門

第1回 10/3(土)

第2回 10/15(木)

個別的労使紛争のあっせんに係る

労働相談会

労使間のトラブルでお困りの方、無料で解決をお手伝いします!

詳細は次のページへ!

第1回	10月3日(土) 13:00~16:30	いばらき就職・生活総合支援センター2階 (水戸市三の丸1-7-41)
第2回	10月15日(木) 17:00~19:00	県庁舎23階 茨城県労働委員会事務局 (水戸市笠原町978-6)



第2回目は電話での相談も行っています。

～労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員
(弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など)が、ご相談に応じます～

【事前予約制】→前日までに、事務局までお電話(029-301-5563)でご予約ください。

【対象者】→県内に所在する事業所の労働者及び使用者。

※正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。

【相談事例】

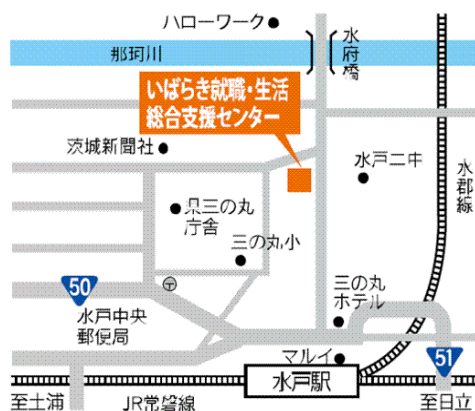
労働者個人から

- 事業主から退職を強要されている。退職しなければならないのか。
- 会社に退職金を請求したが、支払えないと言われた。
- パートタイムで働いているが、何の説明もなく時給を下げられた。

使用者から

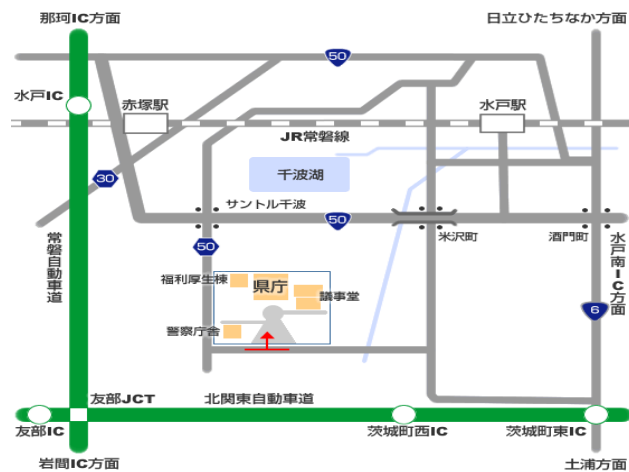
- 社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- 社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- 経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

いばらき就職・生活総合支援センター 位置図



※水戸駅から徒歩10分
駐車場あり

茨城県庁 位置図



※水戸駅南口③番乗場「県庁直通」バス 約20分
駐車場あり

<ご相談とお問い合わせはこちらまで>



茨城県労働委員会事務局



〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (県庁23階)

☎029-301-5563 (労使紛争のあっせん等)

☎029-301-5568 (不当労働行為の審査)

✉roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL: <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

平成27年度
(前期)

障害者就職面接会の開催

筑西会場

結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1

9月16日(水)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

日立会場

国民宿舎「鶉の岬」
日立市十王町伊師640

9月17日(木)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

鹿嶋会場

鹿嶋セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11

9月18日(金)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

水戸会場

ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1

9月30日(水)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

土浦会場

ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1

10月7日(水)

開催時間13:00~15:30
(受付12:30~)

●詳しいお問い合わせは、管轄のハローワークまでお願いします。

ハローワーク一覧

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸	水戸市水府町1573-1	029-231-6221	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	笠間市石井2026-1	0296-72-0252	笠間市
日立	日立市若葉町2-6-2	0294-21-6441	日立市
筑西	筑西市成田628-1	0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
下妻	下妻市古沢34-1	0296-43-3737	下妻市 八千代町
土浦	土浦市真鍋1-18-19	029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	古河市東3-7-23	0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
常総	常総市水海道天満町4798	0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	石岡市東石岡5-7-40	0299-26-8141	石岡市 小美玉市
常陸大宮	常陸大宮市野中町3083-1	0295-52-3185	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297-60-2727	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	高萩市本町4-8-5	0293-22-2549	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	鹿嶋市宮中1995-1	0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市



安全・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

中退共 小企業 退職金 共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。
中退共 検索

国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

社外積立で管理も簡単
退職金試算額などをお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

平成 28 年度県立産業技術専門学院入学生募集！

県立産業技術専門学院では、平成 28 年度入学生を下記のとおり募集いたします。

即戦力となるものづくり技能者を育成するため、少人数制のクラス編制によりきめ細やかな指導を行っており、技能実習の時間を多く取り入れ、就職に有利な資格を数多く取得することができるなど、実践的なカリキュラムとなっています。

就職に強く、毎年度、ほぼ全員が希望どおり就職して**高い就職率**となっています。

多くの皆様のご応募をお待ちしております。

記

1 募集内容について

募集施設	訓練期間	募集訓練科	募集定員
産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院 水戸市下大野町 6342 (TEL029-269-2160)	2 年	自動車整備科	20 名
		建築システム科	25 名
	1 年	電気工事科	20 名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町 3-9-1 (TEL0294-35-6449)	1 年	機械加工科	15 名
		金属加工科	20 名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市大字林 572-1 (TEL0299-69-1171)	2 年	プラント保守科	20 名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外 50-179 (TEL029-841-3551)	2 年	機械技術科	20 名
		コンピュータ制御科	20 名
		自動車整備科	20 名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸 1336-54 (TEL0296-24-1714)	2 年	機械システム科	20 名
	1 年	電気工事科	20 名

2 選考試験について

推薦入学者選考試験	
受付期間	平成 27 年 9 月 7 日 (月)～9 月 25 日 (金)
選考試験日	平成 27 年 10 月 2 日 (金)
合格発表日	平成 27 年 10 月 9 日 (金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院

	一般入学者選考試験 A 日程	一般入学者選考試験 B 日程
受付期間	平成 27 年 10 月 13 日 (火)～10 月 23 日 (金)	平成 27 年 11 月 13 日 (金)～11 月 27 日 (金)
選考試験日	平成 27 年 10 月 30 日 (金)	平成 27 年 12 月 4 日 (金)
合格発表日	平成 27 年 11 月 6 日 (金)	平成 27 年 12 月 11 日 (金)
試験場所	入学を希望する産業技術専門学院	

※ 応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。

また、茨城県商工労働部職業能力開発課 (TEL029-301-3653) のホームページでもご覧いただけます。

(<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/shokuno/documents/h27pamphgakuin9-15.pdf>)



就職の悩みは「サポステ」で解決！！



サポステとは何か

厚生労働省では、就労意欲を持ちつつも、何らかの課題を抱え一人で求職活動を行えない15歳から39歳までの若年無業者を対象に、その職業的自立支援を目的として全国160箇所に「地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）」を設置し、総合的な相談・支援を実施しています。

茨城県内には3カ所のサポステが設置されており、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などの就労に向けた取り組みを行い、働くことに悩みを抱えた若者が、働くために行動を起こせるようサポートしています。

利用料金はかかるのか

相談・支援は無料です。ただし、プログラムの内容によっては参加費、交通費を自己負担していただくことがあります。

サポステにはどのように相談したらいいのか

電話による相談、個別面接（事前予約制）を行っています。また、一部の市町村では、出張相談を実施しています。お気軽にお問い合わせください。本人からの相談はもちろんのこと、ご家族からの相談も受け付けています。

「サポステ」に関する問い合わせ先

●いばらき若者サポートステーション

電話：029-306-7566 / FAX：029-306-7571

E-mail：info@saposute.jp / HP：http://www.saposute.jp/

【対象地域】県北地域、県央地域、鹿行地域及び石岡市にお住まいの方

●いばらき県西若者サポートステーション

電話：0296-54-6012 / FAX：0296-54-6013

E-mail：hola@iw-saposute.org / HP：http://www.iw-saposute.org/

【対象地域】県西地域にお住まいの方

●いばらき県南若者サポートステーション

電話：029-893-3380 / FAX：029-893-3381

E-mail：info@saposute-tsukuba.jp / HP：http://saposute-tsukuba.jp/

【対象地域】石岡市を除く県南地域にお住まいの方

●茨城県商工労働部職業能力開発課 技能振興グループ（県庁舎15階）

電話：029-301-3656 / FAX：029-301-3669

平成27年度 全国労働衛生週間

スローガン「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」



<趣旨>

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しており、本年度で66回を迎えます。

近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題になっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっています。また、業務上疾病の被災者は、平成26年は前年より増加しています。

このようなことから、特に本年度の取組事項としては、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務対象となる化学物質の範囲の拡大、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしています。

このような背景を踏まえ、本年度は、「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとしています。

<期 間>

10月1日から10月7日まで（準備期間：9月1日～30日）

<主唱者等>

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会

協賛者：各業種別労働災害防止協会（5災害防止団体）

協力者：関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

実施者：各事業場

【お問い合わせ】茨城労働局労働基準部健康安全課 029-224-6215

平成27年度「茨城県産業安全衛生大会」が開催されます！

全国労働衛生週間行事の一環として、本年10月2日（金）午後1時から、水戸駅南口のホテルレイクビュー水戸において、「茨城県産業安全衛生大会」が開催されます。

大会では下記内容のとおり、表彰式、事例発表及び特別講演が行われます。

県内各企業の事業主や安全衛生担当者の皆様の積極的な参加をお願いいたします（参加費は無料）。

◆日 時 平成27年10月2日（金） 13:00～16:45（開場12:00）

◆場 所 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）水戸駅南口より徒歩3分 定員650名

◆内 容

1 優良事業場等表彰

2 事例発表：「石岡加工株式会社の安全活動について」

石岡加工株式会社 代表取締役社長 佐瀬 和彦 氏

3 特別講演：「パワハラと言われはしないかと萎縮する管理職」

中村雅和社会保険労務士事務所 副所長 中辻 めぐみ 氏

【お問い合わせ】一般社団法人茨城労働基準協会連合会 029-225-8881

◇◇◇ 育児・介護休業法のポイント ◇◇◇

仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどメリットがあるものです。

育児・介護休業法に関するポイントをいくつかご紹介しますので、自社の制度や運用に問題がないかぜひご確認ください。

ポイント1 育児休業や介護休業が利用できるのは正社員に限りません。

期間雇用者でも、休業することで今後も働き続けることができると見込まれる一定の範囲（下記の①～③を満たす場合）であれば、育児休業や介護休業を利用することが可能です。

- ① 引き続き1年以上雇用されていること
- ② 育児休業の場合は、子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
介護休業の場合は、介護休業開始予定日から93日を経過する日（93日経過日）の翌日以降も引き続き雇用されることが見込まれること
- ③ 育児休業の場合は、子の2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ契約が更新されないことが明らかでないこと
介護休業の場合は、93日経過日から1年を経過する日までに労働契約の期間が満了しており、かつ契約が更新されないことが明らかでないこと

ポイント2 育児休業や介護休業が利用できるのは女性に限りません。

育児・介護休業法に規定された全ての制度は、男性、女性ともに利用することが可能です。

特に、育児休業は父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を子が1歳2か月に達するまでに延長できる場合があります。

また、妻が専業主婦の場合や、育児休業中でも夫は育児休業を取得できます。

ポイント3 育児休業や介護休業等の申出は、書面等により事業主に申し出る必要があります。

また、事業主は申出がなされたときは、「休業等の申出を受けた旨」「休業等開始予定日及び終了予定日」等について、労働者に速やかに通知しなければなりません。

労働者が利用する「申出書」様式例や、事業主が労働者に通知する「取扱通知書」様式例は、茨城労働局ホームページにてご確認ください。

茨城労働局ホームページ <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

ポイント4 育児休業等の申出や取得を理由とした解雇・雇止め・降格などの不利益な取扱いは、法律で禁止されています。

「理由とした」とは、育児休業等の事由と不利益取扱いの間に「因果関係」があることを指し、原則として育児休業等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は、育児休業等の事由を契機としていると判断されます。

上記についてのお問い合わせは 茨城労働局雇用均等室（TEL 029-224-6288）まで

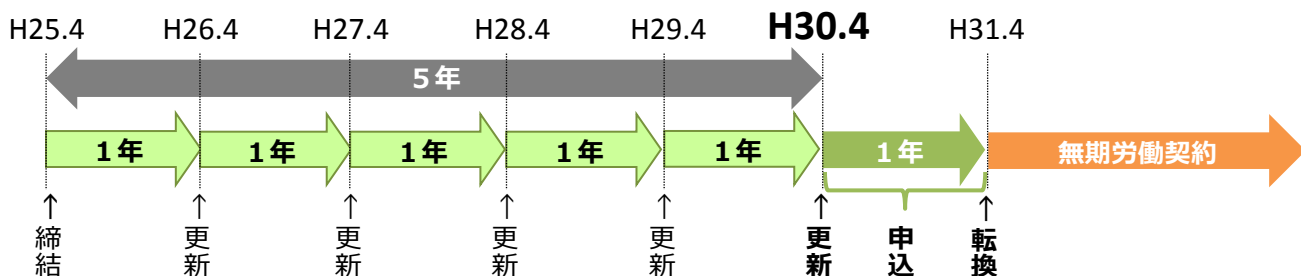
ご存じですか？「無期転換ルール」 ～準備を始めましょう、就業規則の見直しや規定の整備～

無期転換ルールとは

- 有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。

（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となります。別段の定めをすることにより、変更可能です。

円滑な無期転換のために（労使の取り組みのお願い）

現場における有期契約労働者の活用実態を把握しましょう

有期契約労働者の活用方針を明確化し、無期転換ルールへの対応の方向性を検討しましょう

無期転換後の労働条件をどのように設定するか検討しましょう

- ★ 厚生労働省ホームページに参考となる具体的な取組事例を掲載しています。詳しくは「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」をご覧ください。

- ★ 労働契約法についてはこちらをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

円滑な無期転換

検索

非正規雇用の労働者のキャリアアップに、助成金を活用してみませんか

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用等への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

キャリアアップ助成金

検索

雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分にご理解いただき、雇止めの判断に当たっては、その実際上の必要性を十分慎重に検討のうえ、御対応いただくようお願いいたします。





労働委員会の窓から

平成 27 年6月1日～平成 27 年7月 31 日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

◆ 今期の事件の状況



◆ 審査事件 (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。
- また、1 件の係属事件が終結しました。係属中の事件は 2 件です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申立年月日	申立事項	終結状況
H25(不) 3号事件	製造業	H25. 5. 16	1 配置転換の撤回 2 不当な処分等の撤回, 謝罪, 慰謝料等の支払 3 労災申請手続への協力 4 誠実団交応諾 5 支配介入の停止 6 謝罪文の掲示	平成 27 年 6 月 10 日, 当事者双方に, 申立事項を一部救済する命令書を交付し, 事件は終結した。

◆ 調整事件 (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

- ・・・当該期間中に新規申請が 1 件ありました。
- また、2 件の係属事件が終結しました。係属中の事件は 1 件です。

【新規事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株)K 争議	食品製造業	H27. 7. 2 労働組合	賃上げについて

次頁につづく

【終結事件の概要】

争議名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
㈱ I 争議	医療, 福祉	H27. 3. 17 労働組合	団体交渉の促進 について	平成 27 年 6 月 1 日, 「交渉のルールづくりのための事務折衝をできるだけ早期に実施し, 誠意をもって団体交渉を行うこと」とするあっせん案を労使双方が受諾したため, 本件争議は終結した。
(学) J 争議	教育	H27. 5. 21 労働組合	団体交渉のルールづくりについて 昇給と賞与支給の期日の確認について	平成 27 年 6 月 24 日, 使用者側が労使間で自主解決を図りたいことを理由にあっせんに応じない意思が明確になったことから, あっせん不開始とし, 本件争議は終結した。

✿ 個別あっせん事件 (労働組合に加入していない労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。

✿ 労働委員会講座

労働組合の資格審査

労働組合は自由につくることができます。したがって, 労働組合をつくっても, 行政官庁への届出や許可等の手続は必要ありません。

ただし, 不当労働行為の救済を申し立てるときや, 法人登記の申請を行うとき, 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦するときなどには, 労働組合法で定められた要件(労働組合法第2条及び第5条2項)を備えた労働組合であるかどうかを労働委員会で審査することになっています。この資格審査は, その都度行うことになっています。

審査はおおむね次の点について行います。

- 1 労働者が主体となって自主的に労働条件の維持改善等を目的として組織する団体であるかどうか。
- 2 組合規約が, 民主的な組合運営に必要な条件を備えているかどうか。

【お問い合わせ先】: 茨城県労働委員会事務局



〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL : 029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

～「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行～

Point 1 雇用の分野での障害者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。

(「障害者だから」という理由で、排除、異なる取扱いをすること など)

Point 2 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。



- 例：
- ・視覚障害や聴覚・言語障害のある方の募集・採用時に点字、筆談を活用する
 - ・採用後、肢体不自由がある方に応じて机の高さを調整したり、知的障害がある方用に図などを活用した業務マニュアルを作成したり、精神障害がある方の出退勤・休暇・休憩を通院・体調に配慮したものにする など。

Point 3 相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障害者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。ご不明な点は、茨城労働局又はお近くのハローワークにお問い合わせください。

使用者による障害者虐待をなくしましょう

虐待者、被虐待者本人の「自覚」は問いません。

虐待が発生している場合、虐待をしている人(虐待者)、虐待を受けている人(被虐待者)に自覚があるとは限りません。

虐待者が、「指導・しつけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、被虐待者が、自身の障害の特性から自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

※「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者(工場長、労務管理者、人事担当者など)をいいます。

障害者虐待の具体例	
虐待行為	例
身体的虐待	たたく、つねる、なぐる など
性的虐待	性的暴力をふるう、性的行為の強要など
心理的虐待	怒鳴る、意図的に恥をかかせる など
放置等による虐待	仕事を与えない、意図的に無視 など
経済的虐待	賃金が最低賃金に満たない など

事業主の責務 障害者虐待防止法では、以下のとおり、事業主の責務が定められています。

1 障害者虐待の防止のための措置

(1) 労働者に対する研修の実施 (2) 障害者や家族からの苦情処理体制の整備

2 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取り扱いをしてはなりません。

使用者による障害者虐待を受けたら届出を、発見したら通報を！

ご不明な点は、茨城労働局総務部企画室(Tel029-224-6212)まで。



カウンセリング講座のご案内

(公財)茨城カウンセリングセンターでは、カウンセリング講座の受講者を募集しています。カウンセリングを学ぶことにより、よりいきいきとした、内側からあふれるような生き方をめざしてみませんか？皆様、ぜひお申し込みください。
講座内容等については <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/page3.html> でご覧いただけます。

1. 入門コース

- ◇期間 2015年10月24日(土)～2016年9月24日(土) 全12回
- ◇日時 毎月1回 第4土曜日(12月は第3土曜日)午後2時～4時
- ◇会場 茨城県産業会館 大会議室
- ◇受講料 32,400円(消費税込)
- ◇テーマ 「カウンセリングとは何か」等
- ◇定員 100名

2. レクチャーコース

※入門コースを終了された方、及び入門コースを受講中の方のためのクラスです。

- ◇期間 2015年11月7日(土)～2016年8月6日(土) 全10回
- ◇日時 毎月1回 第1土曜日(1月は第2土曜日)午後2時～4時
- ◇会場 茨城県産業会館 大会議室
- ◇受講料 27,000円(消費税込)
- ◇テーマ 「生きる安心を考える ～支援と自己成長～」
- ◇定員 100名

3. 体験学習コース

※入門コースを終了された方のためのクラスです。

- ◇期間 2015年11月14日(土)～2016年8月20日(土) 全10回
- ◇日時 毎月1回 第2土曜日(1月, 8月は第3土曜日)午後2時～4時
- ◇会場 茨城県産業会館 中会議室
- ◇受講料 32,400円(消費税込)
- ◇テーマ A「心をほぐすコミュニケーション技法 ～分かち合いを中心に～」
B「夢とつきあう ～内なる自分との対話～」
- ◇定員 A・B共に16名

【お問い合わせ・お申し込み】

電話, FAX, E-mail で(公財)茨城カウンセリングセンターまでお申し込みください。

(公財)茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14階
電話 029-225-8580 FAX 029-225-1872 E-mail iccnet@sunshine.ne.jp
URL <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/>



茨城県

いい顔で 働こう。

いばらきは首都圏にありながら、地方の良さもあわせもっている。つまり都心では手に入らないことや、地方では叶えられないことの、どちらにも手が届く。欲張ってほしい。就職は、生き方の選択。いばらきには、世界を舞台にビジネスを展開する企業や産業がある。農業もある。宇宙だってある。てっぺんも十分狙える。なにより、若い力に期待を寄せ、その活躍を心待ちにしている人がいる。都心でくすぶっている暇なんかないぞ。さあ、いばらきに、挑もう。いばらきで、いい顔で働く大人になろう。

いばらき県

いばらきの魅力の特設サイトで発見

<http://www.ibaraki-uij.jp>

報告！インターンシップ

平成27年8月17日～8月21日の1週間、茨城県労働政策課で4人の学生がインターンシップを行いました。

以下、インターンシップ生による報告です！

● インターンシップの内容

本庁の方に労働政策課の業務内容を説明していただいた後、県議会等の庁舎内の見学、書類のチェックやSeedの編集などの簡単な事務作業を体験しました。

また、インターンシップ期間中の2日間は、いばらき就職・生活総合支援センターで説明会の設営補助や、利用者側からの目線での施設の見学・体験をしました。

● 県庁の政策と業務についての説明

労働政策課の職員の方々から茨城県総合計画についての説明を受け、この計画では茨城県は「生活大県」の実現を目指して3つの目標を作り「住みよいいばらき」にするための政策を行っているということを知りました。

また、県の組織と主な政策についての説明では、県庁の仕事は多岐にわたり、どの仕事においても課同士の連携が大切であると学びました。

● 就職支援センター（ジョブカフェ）

就職支援センターでは、UIJ ターンに関する説明会の補助作業や、求職者カードの記入・登録作業、職業興味テスト、キャリアカウンセリングを受けました。利用者の目線に立つことで、就職支援センターの業務内容についてより深く理解することができました。また、就活通信の発送準備といった事務作業の補助も行いました。就職支援センターでの体験を今後の就職活動に繋げていきたいと思います。

● 大好きいばらき UIJ ターン事業（企業見学バスツアー）

今回は UIJ ターン促進事業の一部である、大学生向け企業見学バスツアーに同行しました。茨城県内の企業説明会に参加するのは初めてで、茨城には魅力的な企業があるため、その企業情報を学生に伝えることの大変さを感じ県職員の方の苦勞を知ることができました。また、学生も茨城の企業情報にアクセスする努力が必要だと感じました。茨城に優秀な人材が多く定着することの必要性も改めて認識できました。

～インターンシップを振り返って～

○佐川 倫哉（茨城大学 3年次）

労働政策課のインターンシップを通じて、事業を実行するための手順の難しさを知りました。書類チェックなども神経を使うため、様々な職務にあたる県職員の大変さを感じました。県の就職支援事業を利用者目線で体験したときは、自分がほしい情報も得ることができてよかったです。全体として、県民のために働くことは覚悟が必要だと思いました。今回学んだことを今後の就職活動にいかしていこうと思います。

○斎藤 桃香（専修大学 3年次）

今回のインターンシップを通じて、今までほとんど知らなかった行政の仕事について学ぶことができ、自分が知らないだけで様々な業務や事業が行われているのだと思いました。実際の業務を体験させていただいたり、大好きいばらき UIJ ターンの企業説明会も見学させていただいたり、とても貴重な体験となりました。また、社会人の方と接することで、これから学生から社会人になるにあたって今の自分に足りないものはなにかと考えるきっかけとなりました。インターンシップで得た経験を今後の就職活動に活かしていきたいと思いました。

○二宮 綾香（高崎経済大学 3年次）

1週間の県庁でのインターンシップを通して、公務員の業務は政策の立案から事務作業と私が以前まで考えていたよりも集中力を必要とされる作業も多いということを知り、市民の生活になくはならないものであると同時にコツコツと積み重ねていく作業も大切であると実感しました。また、就職支援センターではキャリアカウンセリングを通して就職活動が始まる前に自分が何をすべきなのか目標を立てることができたなど大変有意義なインターンシップとなりました。

○宮川 穂貴（筑波大学 3年次）

一週間という短い期間ではありましたが、今回のインターンシップは非常に貴重な体験となりました。普段見ることのない県職員の現場を見ることができ、公務員に対する認識を改めさせられました。自分の知らない公務員の一面を見て、より一層興味が湧くとともに、職業選択への意識向上にも繋がりました。今回のインターンシップでの経験を、来年に迫った職業選択の際に活かしたいと思います。



～終わりに～

この 1 週間に得た経験は、これから就職という大きな選択をする上での非常に大きな一助となることと思います。貴重な体験をさせていただいた労働政策課の方々への感謝を忘れず、精進してまいります。ありがとうございました。